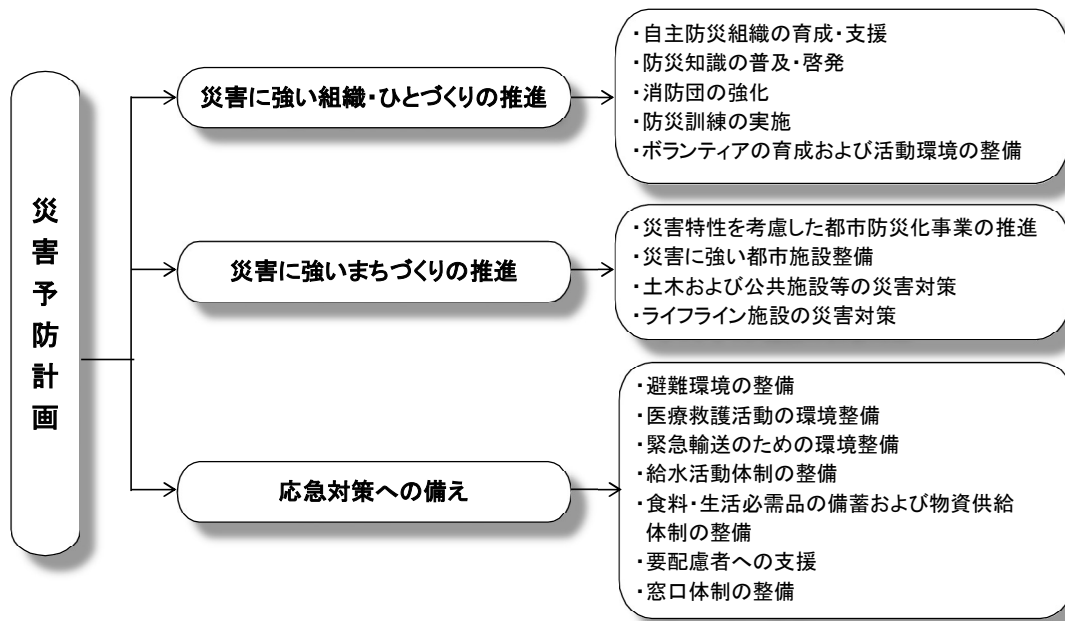


第2章 災害予防計画

第2章 災害予防計画

本章は、市域への大規模な地震や津波による災害および台風や集中豪雨等による風水害等の発生に備え、市および防災関係機関等が実施する対策の基本方針、対策項目および実施責任者等の基本事項について定めたものである。

災害予防計画の体系は、次のとおりである。



第1節 災害に強い組織・ひとづくり

市は、地震などによる災害に備え、市民一人ひとりが参加する自主防災組織活動の推進、市職員や防災関係機関職員、市民や事業所に対する防災知識の普及・啓発、消防団の強化、ボランティアの育成支援等を実施し、市や防災関係機関、市民、事業所等が一体となった災害に強い組織・ひとづくりを推進する。

第1項 自主防災組織の育成・支援

自主防災組織とは、町会等を単位として設置される組織で、防災活動への積極的な取り組みを進めるものをいい、市は、地域における取り組みが行えるよう、研修会の実施や防災士の資格取得の促進など、その活動と組織の育成を支援し、災害発生の防止と災害発生時の被害を最小限にとどめるよう努める。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するほか、防災リーダーの養成においては、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、風水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るとともに、女性防災リーダーの育成に努める。

函館市の防災ビジョン
総-2 (P4)

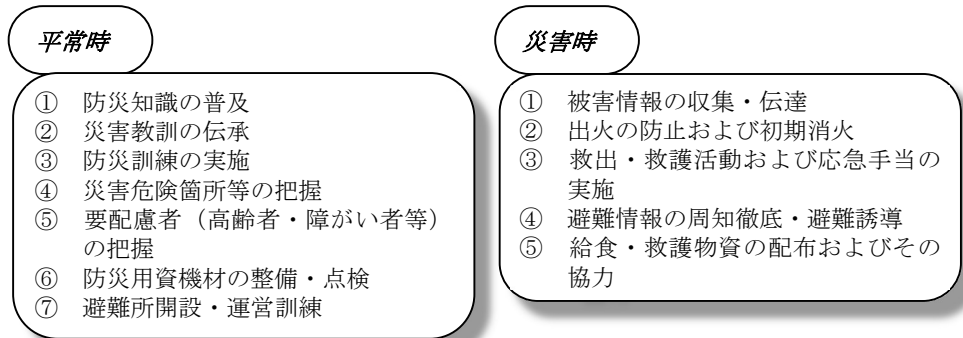
市民、自主防災組織
および事業所の責務
総-4-2 (P14)

資料1 防災組織関係

要配慮者対策
 予防-9 (P54)
 応急-8 (P98)

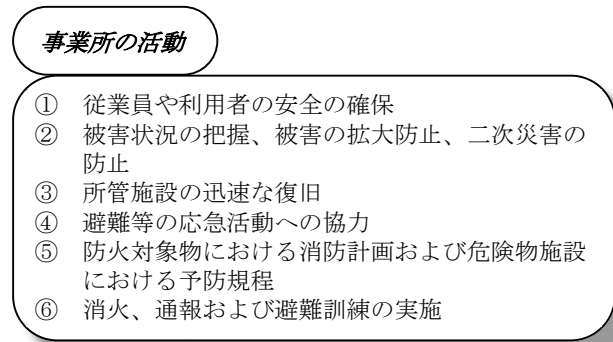
1. 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容は、次のとおりである。



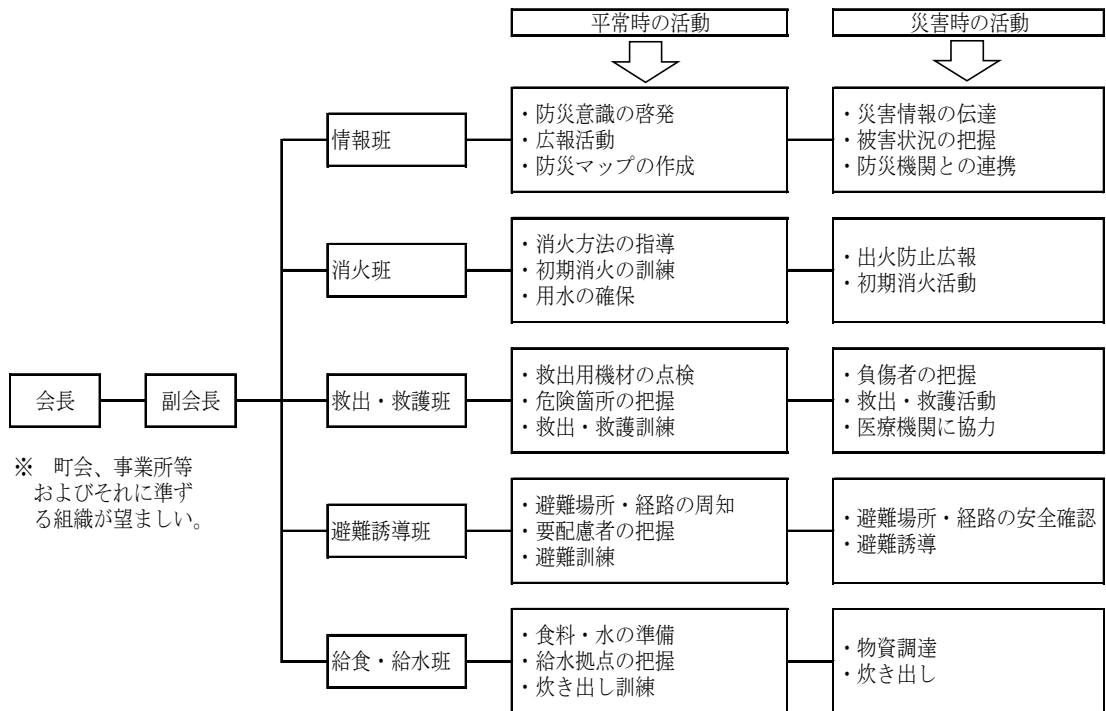
2. 事業所の活動

事業所は、災害発生時において消防法の規定に基づく自衛消防隊を活用するなどにより従業員や利用者等の安全の確保を図るとともに、地域の災害を最小限にとどめるよう防災活動に協力する。



3. 自主防災組織の編成基準(例)

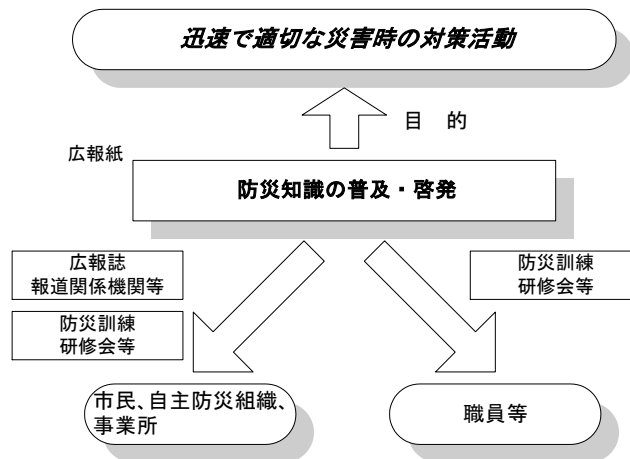
自主防災組織の編成と役割(例)



第2項 防災知識の普及・啓発

市および防災関係機関は、災害を予防し、またはその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、市民等に対する防災知識の普及・啓発および防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

防災知識の普及・啓発にあたっては、高齢者や障がい者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、災害時に男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。



1. 職員に対する防災教育

市および防災関係機関の職員は、研修会や訓練等を活用し、災害に関する基礎知識や予防・応急・復旧対策活動等、防災活動全般について学び、実施すべき事項の把握に努める。

重点項目

- (1) 防災関係職員としての意識の高揚
- (2) 災害（地震災害、津波災害、風水害など）に関する基礎知識
- (3) 市の災害に対する危険度と地域特性
- (4) 予防・応急・復旧対策活動の概要と時系列による整理
- (5) 各関係機関（各災害対策部）の役割と非常配備の対応内容
- (6) 災害情報の収集・伝達の方法

2. 市民・事業所に対する防災知識の普及

市および防災関係機関は、市民・事業所への防災教育について、広報紙、テレビ・ラジオや研修会等を通じて、災害時の混乱をできるだけ回避し、的確な判断や行動がとれるよう知識の普及を図る。

重点項目

- (1) 災害（地震災害、津波災害、風水害など）に関する基礎知識
- (2) 警戒情報と避難情報に関する事項
- (3) 生活必需品の備蓄（種類・量）について
- (4) 防災安心情報（避難場所）に関する案内

- (5) 災害情報の入手方法について
- (6) 救助・救護に関する基礎知識と心構え
- (7) 要配慮者への配慮について

3. 学校等教育機関における防災知識の普及・啓発および防災教育の推進

学校等教育機関においては、児童生徒等に対して、災害に関する予防等の知識向上および災害時における避難活動等の習得を積極的に推進するとともに、児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

重点項目

- (1) 安全教育における主体的に行動する態度や共助・公助の視点
- (2) 地域や学校の実態を踏まえたより実践的な避難訓練の実施
- (3) 学校安全計画の策定と内容の充実
- (4) 学校における安全点検の充実
- (5) 安全教育に関する教職員の研修等の推進
- (6) 危険等発生時の対応マニュアルの見直し
- (7) 安全教育に係わる地域社会や家庭との連携・協力

第3項 消防団の強化

市（消防本部）は、地震などの災害が発生したときに、地域に密着し即時に対応することができ、将来にわたり地域防災力の中核としての役割を担う消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた車両・資機材・拠点施設の充実に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

重点項目

- (1) 消防団員としての意識の高揚
- (2) 災害（地震災害、津波災害、火山災害、風水害など）に関する基礎知識の習得
- (3) 災害時における役割および活動対応の認識
- (4) 消防職員および地域住民等と連携した訓練の実施
- (5) 災害情報の収集・伝達方法の習得

第4項 防災訓練の実施

市、防災関係機関および自主防災組織等は、市民等の協力を得て、各種の防災訓練を行う。

また、日頃の研修等から得られた防災知識をもとに、災害時に迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、繰り返し訓練を重ねることとする。

市、防災関係機関および自主防災組織等は、防災訓練実施後に、訓練内容について検証を行い、その問題点を協議し、応急対策活動の充実を図る。

各種防災訓練

1. 地域防災訓練

自主防災組織(町会等)や周辺住民一人ひとりが積極的に参加し、警察や消防関係機関の協力のもとに、消火訓練、応急救護、避難等の基本的な訓練を行う。また、この訓練により、地域の防災に対する意識の高揚やコミュニティの連携の強化を図る。

(訓練項目)

- ① 初期消火訓練
- ② 応急救護訓練
- ③ 避難誘導訓練
- ④ 炊き出し訓練
- ⑤ 要配慮者の把握
- ⑥ その他

2. 函館市および防災関係機関の訓練

函館市や防災関係機関等は、各機関との連携を図り、災害直後の職員の混乱や初動・動員体制の遅れを最小限にとどめ、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、非常参集や災害通信連絡訓練等を行う。この訓練により、函館市の災害対策本部をはじめとし、各本部の機能強化を図る。

(訓練項目)

- | | |
|----------------|------------|
| ① 災害対策本部の設置・運営 | ② 災害通信連絡訓練 |
| ③ 報道機関との連携 | ④ 非常参集訓練 |
| ⑤ 避難救助訓練 | ⑥ 水防訓練 |
| ⑦ 消防訓練 | ⑧ 図上訓練 |
| ⑨ 応援・受援訓練 | ⑩ その他 |

3. 事業所・施設等における訓練

事業所や学校・病院・社会福祉施設等は、避難、誘導、救助等の定期的な訓練を実施する。

(訓練項目)

- ① 消火訓練
- ② 通報訓練
- ③ 避難・誘導訓練
- ④ 救助・救出訓練
- ⑤ その他

4. 応援協定に基づく訓練

協定締結先と応援の実施についての訓練を行う。

協力・支援・団結

5. 総合防災訓練

大地震や津波の発生または大火の発生を想定し、函館市や自衛隊、警察、医師会等の防災関係機関や施設管理者、一般市民をはじめとする自主防災組織やボランティア等は、各種防災訓練を活かし、防災総合訓練を実施する。また、この訓練により、災害時には、協力・支援体制を確立し、一致団結して実践的な応急災害対策活動の実現を図る。

(訓練項目)

- ① 災害対策本部の設置・廃止
- ② 災害通信連絡訓練
- ③ 消火訓練
- ④ 炊き出し訓練
- ⑤ 応援部隊の要請
- ⑥ 交通規制
- ⑦ 各種事故処理訓練
- ⑧ その他

第5項 ボランティアの活動環境の整備

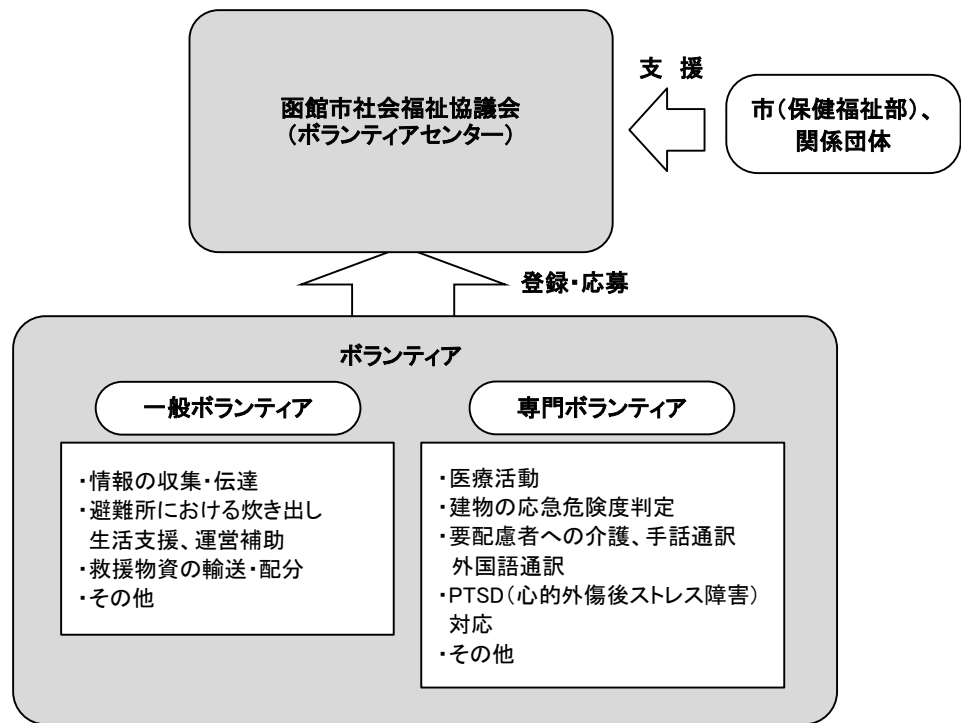
大規模な地震などが発生し、多くの被災者が出たときは、被災者の生活の早期回復は各種ボランティアの活動が大きな役割を果たすことから、ボランティアの受入体制を整備することが必要である。

函館市社会福祉協議会は、関係団体および市（保健福祉部）の協力を得て、ボランティアの受入体制の整備、ボランティアコーディネーター等の養成を実施し、平常時より災害時に対応できるボランティアの活動環境整備の推進を図る。

1. 防災ボランティア受入体制の整備

函館市社会福祉協議会は、関係団体および市（保健福祉部）の支援を得て、平常時からボランティアの受入体制を整備するとともに、広報・啓発、養成・研修、連絡調整等を実施し、防災ボランティア活動の推進を図る。

また、市（保健福祉部）は、総合福祉センターを活動の拠点として提供し、支援を行う。



2. ボランティアコーディネーターの育成ならびに防災ボランティア・リーダーの養成

函館市社会福祉協議会および市（保健福祉部）は、災害時に対応できるボランティアコーディネーターの育成ならびにボランティア活動の中心的役割を担う防災ボランティアを養成し、平常時より効果的な防災ボランティア活動の体制整備を図る。

「ボランティアコーディネーターの役割」

- (1) ボランティアの需給調整
- (2) ボランティアの情報提供
- (3) ボランティアの養成
- (4) ボランティアの調査研究 など

3. 防災訓練等への参加

市（保健福祉部）は、函館市社会福祉協議会および関係団体と連携し、平常時からボランティア関係団体等を防災訓練等へ参加させるなど、災害時の効果的な活動を推進する。

4. ボランティア団体の組織化およびネットワーク化の整備

函館市社会福祉協議会は、市（保健福祉部）および関係団体の協力を得て、ボランティアの自主性を尊重した組織づくりを推進する。

また、災害時においてボランティア関係団体が連携しながら、円滑かつ効果的な防災ボランティア活動の実施を図るため、ボランティア関係団体等の連絡調整を行うなど、ネットワークの整備を推進する。

第2節 災害に強いまちづくり

大規模な地震が発生したときは、古い木造建物が密集していれば、建物倒壊や同時多発火災等により被害が甚大となる危険性がある。

市は、函館開発建設部および渡島総合振興局函館建設管理部と協力し、災害による被害を最小限にとどめるため、地域の災害特性を考慮した都市防災化事業の推進や都市施設整備（道路、橋梁、港湾、空港等）など災害に強いまちづくりを推進する。

第1項 地域特性を考慮した都市防災化の推進

市は、まちづくりの変遷や災害履歴等について把握し、災害の地域特性を考慮した開発行為・土地利用の規制等を行い、災害に強いまちづくりを推進する。

1. 開発行為・土地利用の規制

市街化区域における宅地造成等の開発行為については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域などの崖崩れ、溢水のおそれのある土地を宅地造成等の区域に含めないよう指導するとともに、開発行為の許可にあたっては、都市計画法や宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）に規定する技術基準に基づいて、崖崩れ、土砂の流出および溢水による災害発生の防止のために必要な措置を講ずるよう指導する。

市街化調整区域内で建築を認める50戸連たん地域等については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害特別警戒区域を、函館市都市計画法施行条例等で定める開発許可が可能な区域から除外する。

また、用途地域等の地域地区の適切な指定や、地区計画の活用により、市街地における住宅と工場等の危険物取扱施設の混在の解消を図り、災害時における住宅地の安全性を向上させる。

さらに、防火地域または準防火地域を適切に指定することで、商業地域等の火気の使用頻度が高い施設が密集する地域における延焼の防止を図る。

2. 中高層建築物の安全化

中高層建物の施設管理者は、平常時および災害時における建物と居住者、市民等の安全を確保するため、市（都市建設部、消防本部）による建築物の耐震改修の促進に関する法律や消防法に基づく検査・指導を受け、不燃化・耐震化の推進と火災予防の徹底を図る。

第2項 災害に強い都市施設整備

市は、函館開発建設部および渡島総合振興局函館建設管理部等と協力し、各管理施設において、避難、救援および消防活動等に重要な役割を果たす道路・橋梁等のほか、津波被害や洪水の防御に必要な河川や海岸施設、物資や避難者の大量輸送等に必要港湾・空港施設、学校や公園等の避難防火施設等の維持・補修に努め、都市施設整備を推進する。

1. 道路や橋梁の維持・補修

市（土木部）は、函館開発建設部および渡島総合振興局函館建設管理部と協力し、各管理施設（道路・橋梁）について、平常時の維持・補修、拡幅・改良を推

進する。

2. 下水道および河川の整備

市（企業局、土木部）は、渡島総合振興局函館建設管理部と協力し、各管理施設において、洪水や津波等による浸水を防止する下水道、河川について、その拡充および改修を推進する。

3. 港湾・空港施設の整備

港湾管理者（港湾空港部）および函館開発建設部は、災害時の施設の機能確保を図るため必要な整備を推進する。

4. 学校、公園・緑地・広場（オープンスペース）等の整備

学校、公園・緑地・広場（オープンスペース）は、地震などによる災害が発生したときは、避難所や避難地、ヘリポート等として活用されるとともに、火災による延焼拡大を防止する等の役割を果たす。

このため、これらの施設管理者は、施設の耐震・耐火構造化を推進するとともに、公園・緑地・広場等のオープンスペースの整備を推進する。

第3節 消防・救急体制の強化

消防活動
応急-4 (P76)

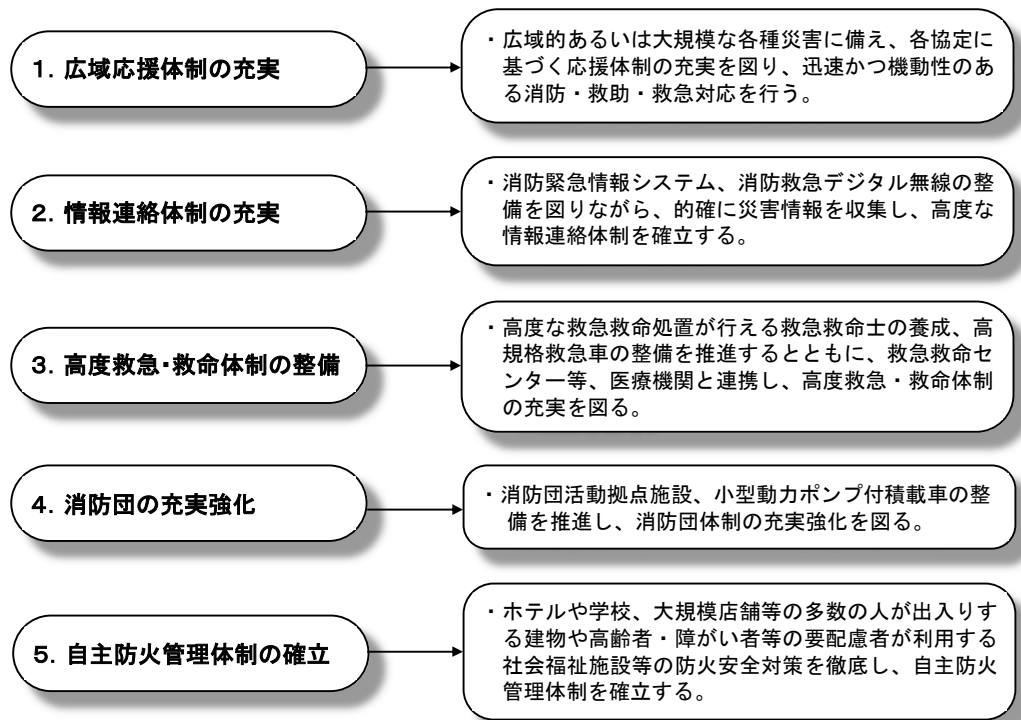
資料6 各種協定

市は、大規模地震発生時の火災や事故等による出動要請に備え、各協定に基づく広域応援体制の充実や高度救急・救命体制の整備を図る。

また、民間施設の貯水槽の活用や海水・河川水等による消防水利の確保、消防用資機材の確保のための応援体制の充実を図る。

第1項 消防・救急体制の整備

市（消防本部）は、消防・救急体制の整備を図り、迅速な消火、救助および救急活動体制を確立する。



第2項 消防水利・資機材の確保

大規模地震発生時には、同時多発的に火災が発生するおそれがあり、地震動や液状化現象等の影響により、消火栓等の消防水利の使用が不可能となる事態も予想される。

市（消防本部）は、既設の防火水槽の点検整備はもとより、耐震性の防火水槽の整備や民間施設の貯水槽・プール等の利用の他、河川水や海水などの利用の推進を図り、災害時の消防水利の確保に努める。

1. 耐震性の防火水槽の整備

木造や老朽化した建物の密集地域や延焼拡大の危険性が高い地域等を中心に、耐震性の防火水槽の整備を推進する。

2. 民間水利の活用

民間施設の貯水槽やプール施設、一般家庭の浴槽の活用法について普及・啓発を行うなど、民間水利の活用を図る。

河川・海岸施設の予防
対策
予防-4-3 (P38)

3. 河川水や海水の活用

河川水、海水等を消防水利として利用するため、取水位置や取水方法について調査・検討し、取水をするための施設整備の推進を図る。

4. 消防用資機材の確保

大規模地震発生時には、大量の資機材が必要となり、市で所有している消防用資機材だけでは、不足することが考えられる。そのため、周辺自治体をはじめ各協定に基づく応援体制を充実する。

資料8 防災資機材等

資料6 各種協定

第3項 消防職員および消防団員の教育訓練

1. 市（消防本部）は、消防職員および消防団員に対し、防災活動技術の向上を図るため、災害時を想定した教育訓練を行う。
2. 市（消防本部）は、消防団員に対して全国で統一された標準的な訓練の基準に基づき、教育訓練を実施し、災害や防災活動に関する基礎知識を習得させ、消防団員が災害時に的確な判断や活動がとれるよう教育訓練の強化に努める。

第4節 土木および公共施設の予防対策

道路、橋梁および港湾等の施設管理者は、災害時の避難・消防活動、救援物資輸送の役割を担う道路等の防災総点検や冬季の積雪・除雪対策、耐震性の高い港湾・空港の整備を推進し、災害時の緊急輸送の確保を図る。

河川、海岸施設およびがけ地・急傾斜地等の施設管理者は、市民等の安全を確保するため、各整備計画に基づく施設整備を推進するとともに、市民等の協力を得て、浸水やがけ崩れ等の災害の発生や二次災害の防止体制の確立を図る。

市役所、学校、児童館および保育所等の施設管理者は、地震などにより被災したときは、市民等の避難や物資の供給等の応急対策に支障をきたさぬよう、耐震性能の向上を推進するなど施設の安全性の確保を図る。

第1項 道路・橋梁の予防対策

道路および橋梁は、災害時の避難、救援、消防活動および物資の輸送等に重要な役割を果たす。

各施設管理者は、災害時において緊急輸送道路等を確保するため、平常時から道路および橋梁の整備を積極的に推進する。

1. 道路防災総点検の実施

各施設管理者は、道路防災総点検を実施するとともに、その結果に基づき、道路の災害に対する危険性を把握し、災害に強い道路づくりを推進する。

また、各施設においては定期点検を実施するなど、日常の維持管理に努める。

2. 積雪・除雪対策

冬季に地震などによる災害が発生したときは、道路上の積雪により避難活動や物資の輸送等に大きな支障を与える。各施設管理者は、平常時から積雪災害対策に基づき除雪作業を実施し、災害時に備えて道路の確保を図る。

第2項 港湾・空港・漁港施設の予防対策

函館港は、重要港湾に指定され、貿易や物流の拠点として位置づけられているほか、函館空港は、航空輸送網の拠点として、漁港は物資の集積拠点として、重要な役割を担っている。

港湾管理者（港湾空港部）、函館開発建設部および漁港管理者（北海道）は、災害時における物資や人員輸送などの拠点としての機能が発揮出来るよう、災害に強い施設整備を推進する。

1. 函館港

(1) 耐震強化岸壁の整備

港湾管理者（港湾空港部）は、大規模地震発生時においても、船舶による海上輸送を円滑に行うため、耐震強化岸壁である北ふ頭正面岸壁を海上緊急物資輸送の拠点として、整備を推進する。

(2) 液状化対策

港湾管理者（港湾空港部）は、市の過去の地震被害を踏まえ、必要に応じ液状化対策を実施する。

2. 函館空港

函館開発建設部は、緊急輸送の拠点や航空機、ヘリコプターの離着陸などの防災

土木および公共施設の
応急対策
応急-16 (P120)

緊急輸送道路、緊急交
通路等の整備
予防-8-2 (P49)

道路・橋梁、河川・港
湾・空港・海岸施設の
応急対策
応急-16-1 (P121)

道路災害対策
個7-2 (P159)

積雪災害対策
個2-1 (P146)

道路・橋梁、河川・港
湾・空港・海岸施設の
応急対策
応急-16-1 (P121)

施設としての航空輸送機能を確保するため、基本施設等の耐震化の整備を推進する。

3. 漁港

漁港管理者（北海道）は、大規模地震発生時においても、船舶による物資輸送や漁業活動の早期再開が可能となるよう耐震強化岸壁の整備を推進する。

第3項 河川・海岸施設の予防対策

風水害による浸水被害、地震による液状化被害および市街地火災等を防止するため、市をはじめとする各施設管理者は、市域の災害の危険性を把握し、各整備計画に基づく施設整備を推進する。

1. 市域の危険性を考慮した施設整備計画の推進

各施設管理者は、市域の災害による危険性を把握し、地盤特性に合った施設整備を計画的に推進していく。

2. 水辺空間の整備

親水性豊かな空間は、市民生活に憩いと潤いを与えるとともに、消防水利の確保や洪水防止のための遊水地、火災発生時の避難地など、防災上重要な役割を果たす。

このことから、河川・海岸の各施設管理者は、防災上に配慮した親水性の高い水辺空間の整備に努める。

3. 取水護岸の整備

地震などによる災害時には、断水により消火栓が使用できなくなり、消火活動に支障をきたす危険性があることから、各施設管理者は、河川や海岸の護岸から直接消火用水を取水できるような施設整備の推進を図る。

4. 河川、河川堤防・護岸の整備

渡島総合振興局函館建設管理部は、函館市の協力のもとに二級河川の整備を推進する。市（土木部）は、北海道と協議の整った二級河川ならびに準用河川および普通河川の整備を推進する。

また、市（土木部）および渡島総合振興局函館建設管理部をはじめとする関係機関は、堤防や護岸について、日頃から安全性について点検を行い、また、必要に応じて補修および整備を行う。

5. 下水道等の整備

市（土木部、企業局）は、内水氾濫による浸水履歴がある区域や市街地における低地帯など浸水しやすい区域について、下水道および排水路の整備を推進する。

6. 沿岸施設の点検・整備

函館開発建設部、渡島総合振興局函館建設管理部および市（港湾空港部、土木部、農林水産部）は、港湾区域、市沿岸域の防潮堤や護岸等について、必要に応じて堤体の安全性や耐震性について点検し、必要がある施設については、補修や整備を推進する。

第4項 がけ地・急傾斜地等の予防対策

土地の高度利用と開発に伴い、台風や集中豪雨時におけるがけ崩れ災害の危険性が増加する傾向にある。

市（土木部）は、渡島総合振興局函館建設管理部が、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）に基づき、急傾斜地崩壊危険区域において施工する崩壊防止工事や点検等の実施に

道路・橋梁、河川・港湾・空港・海岸施設の
応急対策
応急-16-1 (P121)

消防水利・資機材の確保
予防-3-2 (P35)

がけ地・急傾斜地等の
応急対策
応急-16-3 (P121)

伴い、円滑な事業実施のための協力をし、がけ崩れ等の被害の防止を図る。

また、未指定箇所等については、その所有者が崩壊防止等の対策を講ずる。

1. 急傾斜地崩壊危険区域における防災点検・工事の実施

渡島総合振興局函館建設管理部は、北海道により指定されている急傾斜地崩壊危険区域について、危険度の高い地域を優先し防災点検・工事の実施を図るとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずる。

市は、急傾斜地崩壊危険区域の整備を促進するため、当該区域の指定等について、北海道に要望を行うとともに、積極的に協力する。

2. 保安林等の整備

檜山森林管理署および渡島総合振興局は、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき「保安林」または「保安施設地区」に指定し、森林の造成または維持に必要な事業等を行うことにより、山腹の崩壊等を防止するとともに、施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずる。

市は、住民等に対し山腹崩壊危険地区の周知に努める。

3. 治山施設等の整備

渡島総合振興局は、治山工事や砂防工事をはじめ、砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定や森林法に基づく保安林指定の促進を図るとともに、定期的に施設点検を実施し、必要に応じ適切な処置を講ずる。

4. 市民等の協力体制の確立

がけ地・急傾斜地危険区域等の市民は、常に危険に対する意識を持って急傾斜地等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水等）の早期発見に留意し、異常が発見されたときは、市（土木部、消防本部）もしくは渡島総合振興局函館建設管理部、警察等の関係機関へ通報する。

また、安全を確認した上で、必要があれば、不安定な土壌や浮石の除去等、市民等も防災措置に協力する。

5. 被災宅地危険度判定士の養成

大規模な地震または豪雨等に伴う災害により宅地が被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、適切な応急措置を講じて二次災害の軽減、防止を図り市民等の安全を確保する必要がある。

市は、被災宅地の状況について調査、判定する被災宅地危険度判定士の養成のため、積極的に関係する部局の職員を当該判定士講習会に参加させるよう努める。

第5項 公共施設の予防対策

市役所、学校、児童館および保育所等の公共施設が、地震などにより被災したときは、利用者等の安全確保、市民等の避難および物資の供給等に支障をきたす。

また、防災の拠点となる避難所が被災することにより、市民等の不安心理が急速に膨らみ、混乱を助長するおそれがある。

各施設管理者は、このような施設の安全性を確保するため、各施設の整備計画に基づき、計画的な耐震性の向上を図るとともに、平常時から既存設備の点検や更新等を行うものとする。

第6項 文化財等の予防対策

我が国で最初の国際貿易港の一つとして開港した函館市には、建物や史跡等の貴重な文化財が多数存在している。

異常現象を発見した者の措置等
応急-2-6 (P72)

被災宅地安全対策
応急-14-2 (P113)

公共施設の応急対策
応急-16-4 (P122)

文教対策
応急-12 (P106)

文化財等の応急対策
応急-16-5 (P122)

このような文化財等を地震その他による災害から守るため、施設所有者は、平常時から文化財施設の点検や補修等に努める。

第5節 ライフライン施設の予防対策

ライフライン施設の
応急対策
応急-15 (P116)

地震、風水害等によりライフライン施設（水道・電気・電話・ガス等）が被害を受けたときは、基本的な都市機能が麻痺し、市民生活にも大きな影響を与えるとともに、人命の救助・救出や避難活動、水や食料等の物資供給の遅れなど、様々な応急対策活動に支障をきたす。

市および各ライフライン企業は、地震などによる災害に備え、次のような予防対策を実施する。

第1項 上・下水道施設の予防対策

市（企業局）は、業務継続計画等に基づき、上・下水道施設および設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るための災害予防措置を講ずるとともに、防災訓練の実施や防災知識の普及といった職員に対する防災教育等の実施に努める。

また、災害時の迅速な応急給水や上・下水道施設の早期応急復旧の実施が図られるよう、対応マニュアルを作成しておくとともに、日本水道協会北海道地方支部内の災害時応援協定や地元建設業協会等の協力による応援体制を確立しておく。

第2項 電力施設の予防対策

北電ネットワーク道南統括支店は、防災業務計画に基づき、電力施設および設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るための災害予防措置を講ずるとともに、防災訓練の実施や防災知識の普及といった職員に対する防災教育等の実施に努める。

また、災害時に備え、施設の被害情報収集等の連絡体制を確立しておくとともに、迅速な応急復旧活動が図られるよう、活動体制を整備する。

さらに、単独での応急復旧活動が困難な場合に備え、電力他社等の協力が得られるよう応援体制を確立する。

第3項 ガス施設の予防対策

北ガス函館支店および北海道LPガス協会道南支部は、防災業務計画に基づき、ガス施設および設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るための災害予防措置を講ずるとともに、防災訓練の実施や防災知識の普及といった職員に対する防災教育等の実施に努める。

また、災害時に備え、施設の被害情報収集等の連絡体制を確立しておくとともに、迅速な応急復旧活動が図られるよう、活動体制を整備する。

さらに、単独での応急復旧活動が困難な場合に備え、ガス供給他社等の協力が得られるよう応援体制を確立する。

第4項 通信施設の予防対策

N T T東日本北海道南支店等電気通信事業者は、防災業務計画等に基づき、通信施設および設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るための災害予防措置を講ずるとともに、防災訓練の実施や防災知識の普及といった職員に対する防災教育等の実施に努める。

また、災害時に備え、施設の被害情報収集等の連絡体制を確立しておくとともに、迅速な応急復旧活動が図られるよう、活動体制を整備する。

上・下水道施設の応急
対策
応急-15-1 (P116)

電力施設の応急対策
応急-15-2 (P116)

予防対策
個6-1 (P155)

ガス施設の応急対策
応急-15-3 (P117)

通信施設の応急対策
応急-15-4 (P117)

予防対策
個6-1 (P155)

さらに、非常通信協議会等への参加等により、非常通信ルートの確保に努める。

第5項 鉄道施設の予防対策

鉄道事業者は、各防災業務計画に基づき、鉄道施設および設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るための災害予防措置を講ずるとともに、防災訓練の実施や防災知識の普及といった職員に対する防災教育等の実施に努める。

また、災害時に備え、施設の被害情報収集等の連絡体制を確立しておくとともに、迅速な応急復旧活動が図られるよう、活動体制を整備する。

鉄道施設の応急対策
応急-15-5 (P119)

鉄道災害対策
個7-1 (P159)

第6項 都市交通施設の予防対策

都市交通事業者は、災害対応マニュアル等に基づき、都市交通施設および設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るための災害予防措置を講ずるとともに、防災訓練の実施や防災知識の普及といった職員に対する防災教育等の実施に努める。

また、災害時に備え、施設の被害情報収集等の連絡体制を確立しておくとともに、迅速な応急復旧活動が図られるよう、活動体制を整備する。

都市交通施設の応急対策
応急-15-6 (P119)

第6節 業務継続計画の策定

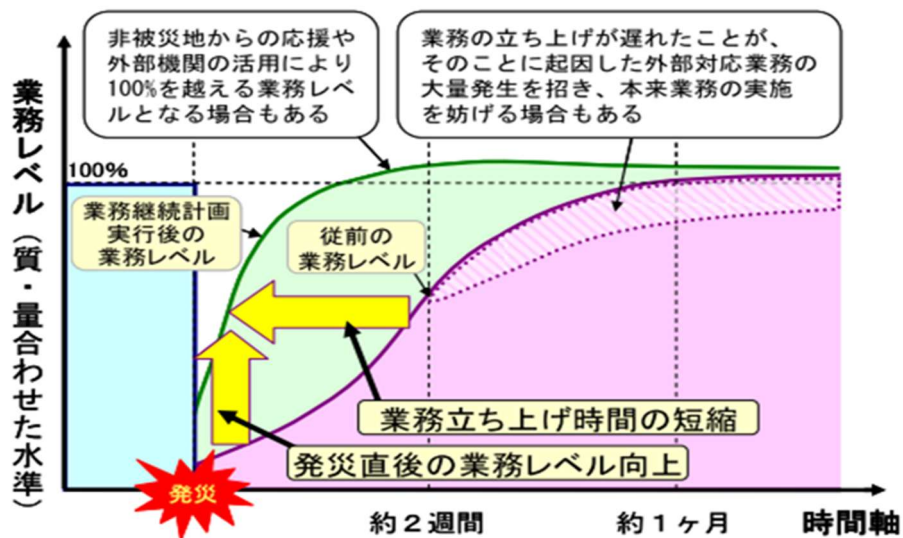
大規模災害時においては、行政機能の低下や、被災により一定程度の職員が参集困難となる状況も想定されるなかで、市は、災害応急業務に加え、通常業務のうち中断できない、または中断しても早期再開を必要とする優先通常業務を実施する必要がある。

これらの業務の立ち上げ時間の短縮や発災後の業務レベルの向上に係る優先業務の選定、業務執行体制の確保等についての対応方針を定め、業務継続力の維持・向上等を図ることにより、市民生活や社会経済活動に及ぼす影響をできる限り最小限にとどめることを目的として「函館市業務継続計画」を策定するとともに、策定した計画の継続的改善に努める。

第1項 業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の概要

業務継続計画とは、大規模災害により、庁舎、所管施設、車両、通信設備および情報システムや職員等の行政機能が被災し、利用できる資源が制約を受ける状況下において、災害応急業務や優先度の高い通常業務の立ち上げ時間の短縮、発災後の業務レベルの向上を図る計画である。

業務継続計画の実行による効果のイメージ



第2項 函館市業務継続計画の位置づけおよび計画の見直し

函館市業務継続計画は、自然災害に係る業務継続における市全体の方針を示した計画として、各部局の業務継続計画の上位計画に位置づけ、外部環境の変化や市の機構改革等により、業務や必要な資源が変化する次の場合などにおいて見直しを行う。

- (1) 被害予測の更新時
- (2) 地域防災計画の修正内容が業務継続計画に影響するとき
- (3) 事務事業の見直し、組織機構の改編が業務継続計画に影響するとき
- (4) 災害対応や訓練等で課題が明らかとなったとき

第7節 避難体制の整備

市は、災害から市民の生命・身体を保護するため、被害の傾向や地域特性を十分考慮した避難体制を整備し、市民に周知する。

避難と受入れ、警戒区域の設定
応急-6 (P82)

第1項 避難誘導體制の整備

1. 市（総務部）は、地震や津波等の災害から住民の安全を確保するため、避難場所や避難所等に案内標識を設置するなど、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努める。
2. 市（総務部）は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努める。
この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。
 - ア 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理
 - イ 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保
 - ウ バスなど被災者の移送手段の確保
 - エ 広域避難についての被災者の意向の把握
 - オ 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング
 - カ 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送
 - キ 広域避難先での継続的な支援
3. 市（教育委員会）は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。
4. 市（教育委員会、子ども未来部）は、小学校就学前の児童の安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努める。
5. 市（保健福祉部、総務部）は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症および新感染症含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対して、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めることとし、これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。
6. 市（総務部）は、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進に努める。
7. 市（観光部）は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるよう体制を構築する。
8. 市（総務部）は、冬期の避難において、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、日頃から、冬期における避難誘導體制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるものとする。

9. 市民および自主防災組織は、地震災害や津波災害、風水害等の災害特性、建物や道路状況等を考慮し、安全・迅速に避難するための避難路をあらかじめ検討し、災害時における避難に備える。

「検討事項」

- (1) 道路幅員、歩道の整備状況
- (2) 周囲の危険物の状況
- (3) 高齢者や障がい者等の要配慮者の現況
- (4) 災害図上避難訓練の普及

第2項 避難計画、ハザードマップの作成等

1. 津波災害

- (1) 市（総務部）は、市民等が安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、津波避難計画や避難に関する情報と被害想定などを視覚的に表したハザードマップを作成し、住民への周知徹底に努めるとともに、自主防災組織等の育成を通じた避難体制の確立に努める。
- (2) 市民等は市が作成した避難計画やハザードマップをもとに地区防災計画を作成し、地域住民等の避難体制の確立に努める。
- (3) 市（総務部）および防災関係機関は、市民等の安全を確保するため、津波ハザードマップの配布や、海拔表示等の各種標識の設置などにより、津波に関する知識の普及や避難意識の啓発に努める。

2 洪水、土砂災害

- (1) 市（総務部）および防災関係機関は、市から避難に関する情報が発令されるなど洪水または土砂災害の発生するおそれがあるときに、住民自身が状況に応じた適切な判断が行えるよう、洪水または土砂災害の発生するおそれのある区域の周知や、ハザードマップの配布、避難訓練の実施などにより、住民等の洪水または土砂災害に関する防災知識の普及啓発を図り、円滑な避難体制の整備に努める。
- (2) 市（総務部）は、水防法に基づき北海道が設定した洪水浸水想定区域または土砂災害防止法に基づき北海道が指定した土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の居住者等に対し、当該区域の範囲、避難場所など避難に必要な事項を記載したハザードマップを作成・配布するほか、市ホームページにも掲載し、市民等への周知を図る。
- (3) 防災訓練については、市や防災関係機関、住民等が連携し、ハザードマップを活用するなど、実践的な訓練の実施に努める。

第3項 指定緊急避難場所の指定

1. 市（総務部）は、災害の危険が切迫した緊急時において、市民の安全の確保を図るため、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、その危険を一時的に回避し、迅速に開設することが可能な施設または場所を指定緊急避難場所として指定する。ただし、市が所管する施設以外にあっては、あらかじめ当該施設等の管理者との協定による同意を得たうえで指定する。

異常な現象	構 造	立 地
地震	<ul style="list-style-type: none"> 地震に対して安全な構造のもの 当該場所またはその周辺に地震が発生した場合において人の生命または身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと 	原則として安全区域内にあるもの
津波	<ul style="list-style-type: none"> 地震および異常な現象に対して安全な構造のもの 想定される津波の基準水位以上の高さに住民等受入用部分が配置され、かつ住民等受入用部分までの避難上有効な階段その他経路があること (※津波避難ビルが該当) 	
洪水	<ul style="list-style-type: none"> 異常な現象に対して安全な構造のもの 想定される洪水の水位以上の高さに住民等受入用部分が配置され、かつ当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段その他経路があること 	
土砂・火山	<ul style="list-style-type: none"> 異常な現象に対して安全な構造のもの 	

基準水位
津波浸水想定に定める浸水深に、建築物等の衝突によるせき上げ高さを考慮した水位

2. 市は、指定緊急避難場所の指定にあたっては、避難距離や災害の発生が想定されるまでの時間を考慮するほか、地域住民にその存在が広く知られており、かつ開設を迅速に行うことができる施設、場所の確保に努める。

3. 指定緊急避難場所の種別

指定緊急避難場所の種別は次のとおりとする。

種 別	機 能・要 件 等
緊急避難所	災害の危険から市民等が一時回避するための施設
緊急避難地	災害の危険から市民等が一時回避するための場所（公園、緑地、広場など）
広域避難地	災害の危険から広範囲の地域の多数の市民等が一時回避するための場所（大規模な公園・緑地など）
津波避難ビル	津波の危険から避難のための立退きが困難な地域に居住または滞在する市民等が、一時退避するための避難対象地域内にある基準水位以上の建物

第4項 指定避難所の指定

1. 市（総務部、保健福祉部）は、想定される災害や人口、その他の状況を勘案し、災害時に、被災者等を必要な間または一時的に滞在させるための適切な避難所の確保を図るため、次の基準に適合する公共施設を指定避難所として指定のうえ、施設利用計画の作成に努めるものとする。ただし、市が所管する施設以外にあっては、あらかじめ当該施設等の管理者との協定による同意を得たうえで指定する。

この場合、資機材や備蓄品の保管や円滑に避難所運営ができる施設であることなどに配慮する。

規 模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のもの
構 造	速やかに被災者等を受入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造または設備を有するもの
立 地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるもの
交 通	車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるもの

2. 市（保健福祉部）は、一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者を受け入れる二次的な指定避難所として、福祉避難所の確保に努める。
3. 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

第5項 指定緊急避難場所および指定避難所の指定の取消し等

1. 指定緊急避難場所および指定避難所の施設管理者は、廃止、改築等により当該施設の現状に重要な変更を加えようとするときは、市（総務部、保健福祉部）に届け出なければならない。
2. 市（総務部、保健福祉部）は、指定する緊急指定避難場所および指定避難所が廃止または基準に適合しなくなったと認めるときは、その指定を取り消すものとする。
3. 市（総務部、保健福祉部）は、緊急指定避難場所および指定避難所を指定し、または取り消したときは、北海道知事に通知するとともに公示しなければならない。

第6項 指定緊急避難場所および指定避難所の調査

市（総務部、保健福祉部）は、災害時の避難者の安全確保や指定要件を確認するため、指定緊急避難場所および指定避難所について次の項目等の調査を実施する。

1. 施設調査項目

- (1) 避難者数と収容人員
- (2) 安全区域要件（津波浸水区域、土砂災害危険箇所など）
- (3) 耐震要件
- (4) 夜間・休日の避難所開設連絡員の緊急連絡先等
- (5) 危険物
- (6) その他

2. 収容人員の算出

- (1) 避難所の収容人員

$$\text{建物床総面積} \times 1/2 (\text{事務室、机等の面積を除いた使用可能面積}) \div 2 \text{ m}^2$$
 （一人あたり必要面積）として算出している。
- (2) 屋内体育館の収容人員

$$\text{体育館面積} \times 0.8 (\text{体育収納室、ステージ等を除いた床面積}) \div 2 \text{ m}^2$$
 （一人あたり必要面積）として算出している。
- (3) 津波避難ビル

$$\text{使用可能面積} \div 1 \text{ m}^2 \text{（一人あたり必要面積）として算出している。}$$
- (4) グラウンドの収容人員

$$\text{グラウンド面積} \times 0.9 (\text{体育施設等を除いた使用可能面積}) \div 2 \text{ m}^2$$

(一人あたり必要面積)として算出している。

(5) 公園の収容人員

公園面積×0.7(花壇、樹木等の公園施設を除いた使用可能面積)÷2 m²

(一人あたり必要面積)として算出している。

第7項 指定緊急避難場所および指定避難所の市民等への周知

市(総務部)は、指定緊急避難場所や指定避難所(またはその近傍)において、標識等による名称や対応する異常な現象等の掲示を行うほか、場所や名称、避難時の心得や知識、家庭動物の受け入れ方法などについて、これらを記載した印刷物の作成・配布や市ホームページ等への掲載、報道機関の活用などにより、市民等への周知を図り、災害時の避難活動の混乱を最小限にとどめ、市民等の安全確保を図る。

また、周知にあたっては、安全な場所にいる人までもが避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること等の避難に関する理解の促進に努める。

第8項 在宅および車中泊避難者への支援

1. 市(総務部)は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。
2. 市(総務部)は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
3. 市(総務部)は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の周知に努めるものとする。
4. 市(総務部)は、在宅や車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。その際、デジタル技術を活用し効率的な情報の把握に努めるものとする。

第8節 円滑な応急対策への備え

市および防災関係機関等は、迅速な応急対策の実施を図るため、医療救護、緊急輸送および水や食料、生活必需品等の供給体制などの環境整備を推進する。

第1項 医療救護活動の環境整備

応急医療・救護
応急-5 (P79)

資料6 各種協定

大規模な地震などによる災害が発生したときは、建物倒壊や火災等による負傷者が多数発生するおそれがあるほか、災害により医療施設が被害を受け、通常時に行われている治療ができなくなるという事態も想定される。

市（病院局）は、日赤北海道支部や函館市医師会等と連携し、医療救護活動体制の強化、医療用資機材の調達方法の確立を図る。

また、市（消防本部）は、応急手当の方法について市民や自主防災組織等への普及啓発を行い、救護活動の推進を図る。

1. 高度救急・救命体制の整備

市（消防本部、病院局）は、高度な応急処置を行える救急救命士の養成、高規格救急車の整備を図るとともに、救命救急センター等の受入体制の充実を図る。

2. 医療用資機材の調達方法の確立

市（病院局）は、災害時には、医療用資機材が不足することが予想されるため、保健所、日赤北海道支部および函館市医師会等と連携し、保健所や各病院等との間に資機材の調達に関する協力体制を確立する。

3. 災害時医療体制マニュアルの整備

市（病院局）は、日赤北海道支部や函館市医師会等と連携し、医療スタッフの動員体制や災害時の情報伝達手段の確保、医療救護所における傷病者のトリアージ（治療の優先度の判定）に関するマニュアルを作成し、平常時から訓練を行うなど、医療体制の強化を図る。

4. 応急手当の方法に関する普及・啓発

市（消防本部）は、消防団および市民等が救急患者の応急手当が出来るよう救急救命講習の開催や指導者の育成、普及・啓発を図る。

第2項 緊急輸送道路、緊急交通路等の整備

道路・橋梁の予防対策
予防-4-1 (P37)

緊急輸送道路、緊急交通路等の確保
応急-13-2 (P108)

緊急輸送のための交通規制
応急-13-5 (P108)

北海道および関係機関で構成される緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会および北海道警察函館方面本部は、災害時の緊急輸送に備え、救護・救援等に使用する緊急車両による輸送をはじめとする応急活動の円滑化を図るため、緊急輸送路および緊急交通路等を指定している。

各道路管理者は、災害時に円滑な応急活動が実施できるよう、指定された道路の整備推進を図る。

また、使用する車両については、災害時に速やかに北海道公安委員会から災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章および証明書の交付を受けられるよう準備しておく。

1. 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会は、道路の重要性・代替性を考慮し、緊急輸送道路を第1次～第3次に分けて指定しており、市および各防災関係機関は、災害時には、優先順位に従い、緊急輸送を円滑に実施するための路線と

資料4 輸送関係

して活用する。

「緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会による緊急輸送道路」

区 分	摘 要	対象路線
第1次緊急輸送道路	道内主要都市および重要港湾、空港等を連絡する道路	国道 5、228、278 号、道道函館上磯線（一部）等
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路	道道函館南茅部線（一部）、道道榎法華港線（一部）等
第3次緊急輸送道路	その他の道路	

資料4 輸送関係

2. 緊急交通路等の指定

北海道警察函館方面本部は、災害時の緊急輸送に備え、被災者の救護・救援等に向かう警察の救助部隊、救急車、消防車、市等の機関の緊急自動車が行き通る道路として、緊急交通路等を指定しており、緊急輸送を円滑に実施するための路線として活用する。

区 分	摘 要
緊急交通路	災害の発生直後において、被災者の救護、避難誘導のために救助に向かう警察の救助部隊、救急車、消防車、自衛隊および市等の機関の緊急自動車が行き通る道路
う 回 路	緊急交通路が部分的に使用不能となった場合の道路

3. 交通規制の設定

北海道警察函館方面本部および各道路管理者（函館開発建設部、渡島総合振興局函館建設管理部、市（土木部、港湾空港部））は津波等の災害に備え、その被害の状況等を想定し、交通規制の範囲などをあらかじめ定める。

4. その他の緊急交通路

災害の発生直後において、警察をはじめ各関係機関による緊急交通路の確保は、救援・救助および傷病者・避難者を輸送するため極めて重要である。

この際、このような手段が滞る状況が発生した場合は、空路・海路の輸送手段を速やかに講じ被害の軽減を図る。

第3項 給水活動体制の整備

給水活動は、市民の生命に係る極めて重要な問題であり、地震などによる災害が発生した直後の救出・救護活動とともに、最も必要となる応急対策活動である。

市（企業局）は、災害時の応援協力体制について、自治体等との協定の締結など給水体制の整備を実施している。

1. 給水基準

最低限必要量（飲料水）	1人1日 3ℓ
断水人口	（地震直後）66,000人
	（地震2日目以降）35,000人

応急給水
応急-7-1 (P93)

※ 参考値

「地震直後」 3ℓ×66,000人＝ 198m³/日

「地震2日目以降」 3ℓ×35,000人＝ 105m³/日

* 医療用水の必要量は除く。

資料6 各種協定

2. 協力体制の整備

市（総務部、企業局）は、災害時の応援協力体制について、自治体等との協定を締結しており、災害時の給水体制の整備を実施している。

資料6 各種協定

第4項 食料・生活必需品の備蓄および物資供給体制の整備

地震などによる災害発生時には、流通拠点施設や道路の被災等により、食料や生活必需品の確保が著しく困難となることが予想される。このため、市のみならず、市民一人ひとりが、災害に関する意識を高め、生活に最低限必要な物資を日頃から備蓄しておくことが大切である。

市（総務部、経済部、観光部）は、市民等に対し、災害時に迅速に食料、飲料水、燃料および毛布などの生活必需品等を供給するために、備蓄や民間業者等との協定の締結を推進しながら、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、被災者に必要物資を確実に届けるよう、物資供給体制の整備に努める。

また、高齢者や女性に配慮した備蓄品の確保に努める。

1. 家庭内備蓄の推進

市（総務部、企業局）は、地震などによる災害に備え、市民に対して必要な飲料水や食料、非常持出品等を備蓄するよう、広報紙や報道機関を通じて普及・啓発を行う。

- ・家族構成に応じて、「最低3日間、推奨1週間」分の食料および飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄に努める。
- ・非常持出品（懐中電灯、携帯ラジオ、乾電池、タオル・毛布、衣類・下着、救急セット、貴重品、携帯電話充電器および予備バッテリー、使い捨てマスク、アルコール、消毒液、体温計、上履き等）
- ・自動車へのこまめな満タン給油および自宅等の暖房・給湯用燃料の確保

2. 市による必要物資の備蓄

市は、想定される災害や、これまでの本市における避難所の開設状況や、避難者の状況を勘案し、生命を維持するために必要な飲料水、食料、生活必需品、感染症対策用品等のほか、寒冷期において暖房等の需要増大が予想されるため、電源を必要としない暖房器具、燃料等の備蓄を推進する。

なお、食料の備蓄にあたっては、アレルギー対応の品目の確保に努めることとする。

	1日	2日	3日以降
物資の調達に関する基本方針	家庭内備蓄		
		協定業者等からの調達	
		全国からの救援物資	
	市による備蓄		

生活必需品の供給
応急-7-2 (P95)

3. 民間業者等との協定による物資供給体制の充実

市は、地震などによる災害時における飲料水や食料、衣料等の生活物資およびその輸送手段を確保するため、民間業者と協定を締結しており、今後も協定の締結を推進し、物資供給体制の充実を図るとともに、物資の集積拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

また、生鮮食料品や飲料水および生活必需品の提供と斡旋に関する相互応援協定については、さらに連携を強化する。

資料6 各種協定

第5項 住宅対策の整備

地震などによる建物の被災状況は、全壊・半壊等に分けられるが、識別には専門家の知識を必要とする。被災した建物は、見かけ以上に破壊が進んでいることが多く、余震による落下物や新たな倒壊による二次災害の危険性が高い。

市（都市建設部）は、北海道および各関係機関と連携をとり、応急危険度判定の体制づくりを図る。

また、長期的な避難生活に備えて道営・市営住宅の提供の体制を整備するとともに、応急仮設住宅の建設候補地の検討に努める。

建物対策
応急-14 (P111)

1. 応急危険度判定士の育成・登録制度の確立

北海道は、北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、応急危険度判定士の養成および登録を行っている。

2. 応急危険度判定士の派遣要請

市（都市建設部）は、災害時において、被災建物の応急危険度判定に備え、速やかに派遣要請ができる体制を整えておく。

その他の応援
応急-3-4 (P74)

3. 公営住宅の提供

北海道および市（都市建設部）は、長期的な避難生活となったときは、応急的な住宅提供を図るため、道営・市営住宅を中心とした公営住宅の提供を行う。

4. 応急仮設住宅の建設候補地の検討

市（都市建設部）は、地震などによる被災で公営住宅の提供が困難となったときに備え、災害時の迅速な住宅提供を図るため、平常時から応急仮設住宅を建設するための候補地の検討に努める。

第6項 防疫・衛生活動体制の整備

大規模な地震などによる災害時には、建物倒壊や火災等により多数の死者の発生が予想されることから、遺体の火葬や安置場所の確保などに、周辺自治体をはじめとする広域的な協力体制が必要となる。

また、飼い主が亡くなったり行方不明となったときは、家庭動物等の保護が必要となる。さらに、断水や停電により衛生状態が悪化し、食中毒等の発生の危険性がある。

市（保健福祉部）は、災害時に防疫・衛生活動を円滑に実施するための体制の整備を推進する。

防疫・環境対策の実施
応急-7-5 (P96)

1. 火葬協力体制の整備

市（保健福祉部）は、大規模な地震などによる災害時には、多数の死者が発生することが予想されるため、周辺自治体との火葬設備の運用等について、応援・

協力体制を確立する。

2. 食中毒および感染症予防体制の整備

市（保健福祉部）は、災害時に食中毒および感染症を予防するため、家屋等の消毒や病害虫を駆除する消毒駆除班の活動マニュアルを作成し、予防体制の強化を図る。また、食品の安全を確保するため、食品衛生マニュアルの作成を図る。

3. 放浪動物対策

市（保健福祉部）は、災害時に飼い主が亡くなったり行方不明となったときに備え、放浪動物等を保護するための動物救援活動マニュアルを作成し、動物保護の体制を整備する。

第7項 ごみ・し尿処理体制の整備

地震などによる災害時には、避難生活等による多量のごみの発生や、住宅、ビルなどの損壊によるがれき類等の発生が予想される。

また、停電や断水、下水道施設の被災により水洗トイレの使用に支障をきたすおそれがある。

市（環境部）は、災害時の多量のごみの排出を想定した収集・処理体制およびごみストックヤード（仮置場）の設置を検討するとともに、避難所、避難地や病院等の防災拠点を中心に、仮設トイレを迅速に設置するため、協定を締結した仮設トイレ供給業者との連携を深める。

1. ごみ収集・処理体制の整備

市（環境部）は、多量のごみを処理するため、ごみの収集、運搬体制の整備を図るとともに、ごみ処理施設を確保するなど、ごみの処理対策を確立する。

2. ごみストックヤード候補地の選定

災害時に大量に発生するごみを処理するため、一時的なごみストックヤード設置の候補地を選定する。

3. 仮設トイレ供給体制の強化

避難所等でトイレ不足が深刻となることが予想されるため、協定を締結した仮設トイレ供給業者との連携を深め、仮設トイレ供給体制の強化を図る。

第8項 風水害予防体制の強化

渡島総合振興局函館建設管理部および市（土木部、港湾空港部、企業局、消防本部）は、平常時から水防用資機材を整備し、ポンプ場、樋門および樋管等の水防施設の点検・管理を行うとともに各種水防訓練を実施する。

また、各関係機関は、気象注意報および警報等の気象情報や河川情報の迅速な伝達手段を整備する。

第9節 要配慮者対策

高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者については、防災知識の普及や災害時の情報提供、避難誘導、救護等防災の様々な場面において、要配慮者に応じたきめ細かな施策を他の福祉施策との連携のもとに行う必要がある。

このことから、市（総務部、保健福祉部）は、平常時より地域住民等と協力しながら、要配慮者に対する支援体制の充実と避難行動に対する理解の促進を図る。

社会条件
総-5-2 (P18)

市民、自主防災組織
および事業所の責務
総-4-2 (P14)

要配慮者対策
応急-8 (P98)

第1項 避難行動要支援者対策

1. 避難行動要支援者名簿の作成

市は、自らの避難が困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）について、その避難の支援や安否の確認等の必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者への
避難支援
応急-8-1 (P98)

2. 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者は、次に掲げる者とする。ただし、社会福祉施設等に入所・入院している者は、避難行動要支援者から除く。

- ・介護保険の要介護認定を受けており、要介護3～5の者
- ・身体障害者手帳の交付を受けており、障がいの程度が1～2級の者
- ・療育手帳の交付を受けており、障がいの程度がA判定の者
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障がいの程度が1級の者
- ・障害者総合支援法によるサービスの給付を受けている難病患者等および在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成認定証の交付を受けている者
- ・市のひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの設置者
- ・その他避難支援等が必要と認められる者（高齢者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等）

3. 名簿作成に必要な個人情報およびその入手方法

(1) 必要な個人情報

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所または居所
- ・電話番号その他連絡先
- ・避難支援等が必要となる理由
- ・その他避難支援等に必要な情報

(2) 入手方法

名簿作成に必要な限度で、市が保有する情報および避難行動要支援者本人や家族等からの情報提供により入手する。

4. 名簿の更新

- (1) 転入者や新たに要介護認定や障害認定等を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載するとともに、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

- (2) 転出や死亡など、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更などにより確認された場合や、避難行動要支援者の社会福祉施設および医療機関への入所・入院を把握した場合は、避難行動要支援名簿から削除する。
- (3) 市（総務部）は、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報の適切な管理に努める。

5. 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者の災害時の避難支援を実効性のあるものとするため、個別避難計画の作成に努める。

6. 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲および作成目標期間、作成の進め方

避難行動要支援者について、市は避難支援等関係者と協力し、避難行動要支援者の避難支援を実施する避難支援等実施者の確保に努めるとともに、具体的な避難支援方法について協議を行い、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」における作成取組期間や地域の実情を踏まえながら個別避難計画の作成に取り組む。

7. 個別避難計画作成に必要な個人情報およびその入手方法

「3. 名簿作成に必要な個人情報およびその入手方法」に掲げる記載事項の「(1) 必要な個人情報」に「避難支援等実施者の個人情報」を加える。

8. 個別避難計画の更新

- (1) 避難行動要支援者、避難支援等関係者等からの申出により、個別避難計画の記載事項の変更を把握した場合は随時適切な内容に更新する。
- (2) 市は、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

第2項 情報伝達や避難支援体制の整備

市（総務部）は、災害の発生に備え、避難行動要支援者の同意を得たうえで、名簿に記載された情報および個別避難計画に記載された情報を避難支援等関係者に提供する。

この場合、市は避難支援等関係者の理解と協力を得るものとし、情報伝達や避難支援体制の整備に努める。

1. 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者は、警察、町会、自主防災組織、民生委員、福祉事業者その他の避難支援等の実施に携わる者のうちから市が地域ごとに認める者とする。

2. 地域の避難支援体制

避難支援等関係者は、円滑な避難支援を実施するため、平常時からの避難行動要支援者との良好な関係づくり、避難支援等実施者の確保、個別避難計画の作成や避難訓練の実施に努める。

3. 名簿情報および個別避難計画情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

市と避難支援等関係者は、あらかじめ名簿情報および個別避難計画情報の漏え

い防止のための覚書を締結するなどの措置を講ずる。

4. 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は避難支援の実施にあたり、本人またはその家族などの生命および身体の安全確保を最優先とする。

5. 福祉避難所の指定

市（保健福祉部）は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。

指定避難所の指定
予防-6-3 (P46)

避難生活における要配慮者への配慮
応急-8-4 (P98)

資料3 避難所関係

第3項 社会福祉施設等の対策

1. 防災設備等の整備と耐震化の推進

社会福祉施設等の管理者は、電気・水道・ガス等の供給停止に備え、施設に入所、入院している要配慮者の特性も考慮し、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、衛生用品、情報機器、防寒具、非常用具、冷暖房設備・空調設備稼働用の燃料等について、最低3日間以上は業務が継続できるよう努めるとともに、施設機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

また、施設の改築計画による耐震化を推進する。

2. 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、平常時から市民およびボランティア組織等の協力を得て、防災組織の整備や施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確にする。

3. 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所、入院している要配慮者に対し、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育・訓練を実施する。

4. 要配慮者利用施設の対策

津波災害警戒区域、洪水浸水想定区域または土砂災害警戒区域もしくは土砂災害特別警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設など）の所有者または管理者は、津波防災地域づくり法、水防法または土砂災害防止法の規定に基づき、当該利用施設の利用者の避難の確保および浸水の防止のための措置に関する計画を作成するとともに、訓練を行われなければならない。

また、当該利用施設の所有者または管理者は、計画を作成した時、遅滞なく、これを市長に報告しなければならない。

なお、本計画で定める要配慮者利用施設の名称、住所等については、資料編7に記載する。

社会福祉施設等における対策
応急-8-5 (P99)

第4項 外国人への対策

市は、関係機関と連携のうえ、生活習慣や防災意識の異なる外国人の安全を確保するため、避難場所等の防災安心情報や道路標識等の情報について外国語やピクトグラムを併記するなど、分かり易い表記とするよう努める。

また、災害に対する日頃の備えや災害発生時の行動等について、平常時から、広報や報道機関、生活ガイドブック、ホームページ等により普及・啓発を図るとともに、特に災害発生時における情報提供にあたっては、翻訳機能のある X(旧 Twitter) 等の SNS を利用した情報発信に努める。

第5項 観光客等に対する対策

市（観光部）は、関係機関・ホテル等と連携のうえ、観光客等の安否確認と保護に努めるとともに、大規模な災害に伴う道路の寸断や公共交通機関の停止により帰宅困難となった観光客等に対し、利用可能なホテル・旅館等の宿泊施設を活用し、一時的な滞在場所の提供や必要な支援を行うための一時滞在避難所を開設する。